

— 就学援助制度について —

上郡町教育委員会

上郡町では、子どもたちが誰でも安心して学習できるよう、経済的な援助を必要とされる方へ、次のような援助を行う制度があります。

1 主な援助内容

(金額は令和7年度の年額であり、各年度によって異なる場合があります。令和8年度の金額は後日お知らせします。)

学校・学年 補助金	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
通学・学用品費	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
新入学学用品・通学用品準備費	57,060円	なし	63,000円	なし
新入学学用品・通学用品費	57,060円 (4月認定者に限る)	なし	63,000円 (4月認定者に限る)	なし
校外活動費	実施額 (限度額あり)		実施額 (限度額あり)	
修学旅行費	実績相当額 (6年生のみ)		実績相当額 (3年生のみ)	
学校給食費	実績相当額		実績相当額	
医療費	実費を直接医療機関へ支払 (学校保健安全法施行令規定の疾病のみ)			
卒業アルバム代等	実績相当額 (限度額あり)		実績相当額 (限度額あり)	
オンライン学習通信費	実績相当額 (限度額あり)		実績相当額 (限度額あり)	

※新入学学用品・通学用品準備費を支給された方は、入学後、新入学学用品・通学用品費の支給はありません。

2 援助を受けられる方

上郡町内に住所を有し、町立小中学校に在学する児童生徒の保護者で以下の項目に該当する方

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 町民税非課税 (均等割、所得割ともに) または減免の措置を受けた。
- ④ 個人事業税の減免の扱いを受けた。
- ⑤ 固定資産税の減免の扱いを受けた (新築住宅免除分を除く)。
- ⑥ 国民年金保険料の免除を受けた。
- ⑦ 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けた。
- ⑧ 児童扶養手当の支給を受けている。

3 申請方法

申請を希望される方は、学校 (担任教諭) に申し出を行い、申請書に必要事項を記入の上、学校に提出をお願いします。(継続希望の方も、申請書の提出をお願いします) 申請は令和9年2月26日 (金) まで随時受け付けています。

※ 世帯につき1部提出してください。

※ 小中学校の両方にお子様がいらっしゃる場合は、小学校に提出をお願いします。

※ 申請書様式は、町HPに掲載しております。(検索欄で「就学援助」と検索)